

監査公表第4号
平成28年2月17日

周南市監査委員 山下敏彦
周南市監査委員 田村勇一

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

消防本部

消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課、中央消防署、東消防署、西消防署、北消防署

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年11月2日から平成28年1月8日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

消防本部

(1) 共通的事項

- ア 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった業務委託契約に係る請書の受理について、職務権限規程に基づく決裁をしました。
- イ 算定に誤りのあった旅費について、返還を受け戻入しました。